



宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月 5 日 (木曜日) 第 2206 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

告 示

○特定計量器の定期検査の実施…… (商工政策課) 3

○急傾斜地崩壊危険区域の指定…… (砂防課) 4

○指定構造計算適合性判定機関の住所の変更につ
いて…… (建築住宅課) 4

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請
の適当の決定…… (農村整備課) 4

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (管理課) 4

○入札公告…… 6

病院局公告

○入札公告 (3 件) …… 6

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
分の1の数…… 9

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
の1の数……10

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 8 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第34号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～58 [略] 59 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第11条 (第18条の13第2項において準用する場合を含む。) の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。 (6) 第12条第3項 (第18条の13第2項において準用する場合を含む。) の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。	保健所長	1～58 [略] 59 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号) による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第11条 (第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。) の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。 (6) 第12条第3項 (第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。) の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。 <u>(7) 第17条の4第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関すること。</u> <u>(8) 第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理に関すること。</u> <u>(9) 第17条の6第1項の規定による揮発性有</u>

	<p>(7)～(14) [略]</p> <p>(15) 第26条第1項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させること。</p> <p>59の2 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>60～69 [略]</p>		<p>機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第17条の12第1項において準用する第10条第2項の規定により、第17条の8に規定する期間を短縮すること。</p> <p>(11)～(18) [略]</p> <p>(19) 第26条第1項の規定により、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し報告を求め、又は職員に、工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物等その他の物件を検査させること。</p> <p>59の2 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第9条の3の規定による受理書の交付に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>60～69 [略]</p> <p>70 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定による届出の受理に関すること</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
<p>土木事務 所長</p>	<p>1～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル（都城土木事務所にあつては、1万平方メートル）未満のものに許可に関すること（都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 第34条第14号に規定する開発行為で宮崎県開発行為等審査要領（昭和63年3月31日定め）第2の1から3まで、4の(1)、5から12まで、14、16及び17の場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2の3の場合で収用対象建築物が市街化区域にあるとき。</p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>(2)～(13) [略]</p> <p>(14) 第43条第1項の規定による次の建築物又は第一種特定工作物に係る許可に関すること（高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>ア・イ [略]</p>		<p>土木事務 所長</p> <p>1～23 [略]</p> <p>24 都市計画法による次の事務</p> <p>(1) 第29条第1項の規定による次の開発行為で開発区域の面積が5,000平方メートル（都城土木事務所にあつては、1万平方メートル）未満のものに許可に関すること（都城土木事務所、高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 第34条第14号に規定する開発行為で宮崎県開発行為等審査要領（昭和63年3月31日定め）第2の1から3まで、4の(1)、5から12まで、14、16及び17の場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 第2の3の場合で収用対象建築物が市街化区域又は都市計画区域外にあるとき。</p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>(2)～(13) [略]</p> <p>(14) 第43条第1項の規定による次の建築物又は第一種特定工作物に係る許可に関すること（高岡土木事務所及び日向土木事務所に限る。）。</p> <p>ア・イ [略]</p>

ウ 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物で、宮崎県開発行為等審査要領第2の1から3まで、4の(1)、5、6、8から13まで及び15から17までの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) [略]

(イ) 第2の3の場合で収用対象建築物が市街化区域にあるとき。

(ウ)・(エ) [略]

(15)～(24) [略]

24の2～38 [略]

[略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1～11 [略]

12 新規参入者経営開始支援事業費補助金交付要綱(平成19年6月27日定め)に基づく補助金

13～26 [略]

27 間伐推進作業路整備事業補助金交付要綱(平成14年7月19日定め)に基づく補助金

28～30 [略]

31 「未来へつなぐ森」保全対策推進事業補助金交付要綱(平成19年6月27日定め)に基づく補助金

32～37 [略]

38 県木「フェニックス」保全総合対策事業補助金交付要綱(平成19年4月2日定め)に基づく補助金

39 [略]

40 特用林産物獣害等防止対策事業補助金交付要綱(平成19年7月1日定め)に基づく補助金

41～45 [略]

ウ 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物で、宮崎県開発行為等審査要領第2の1から3まで、4の(1)、5、6、8から13まで及び15から17までの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) [略]

(イ) 第2の3の場合で収用対象建築物が市街化区域又は都市計画区域外にあるとき。

(ウ)・(エ) [略]

(15)～(24) [略]

24の2～38 [略]

[略]

付表(西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)

1～11 [略]

12 宮崎県地域農業推進事業費補助金交付要綱(平成18年4月3日定め)に基づく補助金のうち、みやざき担い手経営資源継承総合対策事業(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)に基づき知事の承認があった地域担い手育成総合支援協議会が事業実施主体であるものに限る。)に係る補助金

13～26 [略]

27～29 [略]

30 「未来へつなぐ森」保全対策事業補助金交付要綱(平成19年6月27日定め)に基づく補助金

31～36 [略]

37 県木「フェニックス」保全対策事業補助金交付要綱(平成19年4月2日定め)に基づく補助金

38 [略]

39 特用林産物獣害等被害防止事業補助金交付要綱(平成19年7月1日定め)に基づく補助金

40～44 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 512号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成22年11月1日から平成22年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	9月8日	午前10時から午後0時まで	都城市沖水地区公民館	都城市全域
	9月8日	午後1時30分から午後3時30分まで	都城市庄内地区公民館	都城市全域
	9月9日	午前10時から午後3時まで	都城市小松原地区公民館	都城市全域
	9月10日	午前10時から午後3時30分まで	都城市小松原地区	都城市全域

	9月8日から10月29日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	公民館 宮崎県計 量検定所	都城市全 域
質量計	9月15日	午後1時30分から 午後3時30分まで	島野浦離 島総合開 発センタ ー	延岡市全 域
	9月16日	午前9時30分から 午後4時まで	延岡市中 小企業セ ンター	延岡市全 域
	9月17日	午前9時30分から 午後0時まで	延岡市中 小企業セ ンター	延岡市全 域
	9月15日 から11月 19日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計 量検定所	延岡市全 域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 513号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 池内榎迫地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市池内町榎迫 523-9
2	” ” ” 508

3	” ” ” 525-2
4	” ” ” 527-4
5	” ” ” 523-8

宮崎県告示第 514号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出者の名称

財団法人 日本住宅・木材技術センター

2 変更後の届出者の住所

東京都江東区新砂3丁目4番2号

3 変更しようとする年月日

平成22年7月29日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

2 縦覧期間

平成22年8月5日から平成22年9月2日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農業振興課内

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-17)第445号	(株)井ノ上組	斉藤 隆	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3589-2	一般	管工事業	平成22年6月1日付けで廃業した旨の届	平成22年6月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第473号	(株)河野工務店	河野 玖未子	宮崎県日南市南郷町賛波443	一般	大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年6月1日 ”	平成22年6月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第473号	(株)河野工務店	河野 玖未子	宮崎県日南市南郷町賛波443	特定	建築工事業	平成22年6月1日 ”	平成22年6月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第488号	(有)松田組	松田 良幸	宮崎県日南市梅ヶ浜2-4-1	一般	土工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成22年6月29日 ”	平成22年6月29日 (全廃業)

宮 崎 県 公 報

平成 22 年 8 月 5 日 (木曜日) 第 2206 号

宮崎県知事許可 (特-18)第 503号	(株)島本工務店	島本 賢治	宮崎県都城市千町5236	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成22年6月15日付けで廃業した旨の届	平成22年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第 999号	中井建設(有)	小川 新一	宮崎県日南市北郷町大藤甲2235	一般	造園工事業	平成22年6月15日 "	平成22年6月15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第2786号	(有)仁田脇組	小坂 ヒサ子	宮崎県宮崎市日ノ出町65-1	一般	建築工事業	平成22年6月1日 "	平成22年6月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第3392号	タカハシ工務店	高橋 月光	宮崎県日向市大字塩見10492-8	一般	建築工事業	平成22年6月15日 "	平成22年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第4754号	(株)川本組	川本 雅春	宮崎県都城市神之山町2307	一般	管工事業	平成22年6月24日 "	平成22年6月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第5336号	土光建設	土工 政光	宮崎県児湯郡都農町大字川北18840-2	一般	とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年6月15日 "	平成22年6月15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第5853号	(有)岩倉建設興業	岩倉 幸一	宮崎県小林市須木大字下田577	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業	平成22年6月18日 "	平成22年6月18日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第6095号	(有)南郷開発	井野元 猛	宮崎県日南市南郷町潟上6636-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年6月14日 "	平成22年6月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第6704号	ミナミ設備	小田 育生	宮崎県延岡市平原町4-1976-2	一般	管工事業、水道施設工事業	平成22年6月8日 "	平成22年6月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8272号	吉浦電工(有)	吉浦 清多	宮崎県宮崎市大坪町寺山大迫3154-4	一般	電気工事業	平成22年6月11日 "	平成22年6月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第8608号	(有)金原産業	金原 恵子	宮崎県えびの市大字浦1074	一般	ほ装工事業	平成22年6月24日 "	平成22年6月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第10316号	(有)秀峰建設	緒方 哲哉	宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池1826-2	一般	水道施設工事業	平成22年6月14日 "	平成22年6月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第10523号	(有)宮尾電設	宮尾 秀岳	宮崎県宮崎市大橋2-68	一般	機械器具設置工事業	平成22年6月16日 "	平成22年6月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第10534号	(有)原インテリア	原 恵一	宮崎県日南市星倉3-20-20	一般	内装仕上工事業	平成22年6月28日 "	平成22年6月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-19)第10589号	(株)アサヒ工業	福丸 望	宮崎県都城市高崎町大牟田1899-6	特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年6月17日 "	平成22年6月17日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第10783号	(有)日高造園	日高 誠	宮崎県宮崎市佐土原町下田島11063	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成22年6月29日 "	平成22年6月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第11611号	(有)心星工業	東 政樹	宮崎県宮崎市高岡町内山244-1	一般	鉄筋工事業	平成22年6月30日 "	平成22年6月30日 (一部廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年8月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 宮崎県指紋情報高度利用システム機器一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成22年12月1日から平成27年11月30日まで

(4) 納入場所 宮崎県警察本部刑事部鑑識課室内

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからエまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509

電話番号0985(31)0110

イ 提出期限 平成22年9月3日(金)午後5時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付すること(郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること)。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月14日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成22年8月5日から平成22年8月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成22年8月17日(火)午後2時

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室

(2) 日時 平成22年9月15日(水)午後2時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
An advanced apparatus of utilizing fingerprint's information, 1 set

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 15 Sep, 2010

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年8月5日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 県立宮崎病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成22年10月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 - エ 平成20年4月1日から平成22年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。
 - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。)であること。
 - カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからカの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年8月19日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985(24)4181
- (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 提出期限 平成22年9月16日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県庁7号館734号会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7086
- (2) 日時 平成22年9月17日午後3時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 16 September, 2010
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年8月5日

県立延岡病院長 楠 元 志都生

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 県立延岡病院清掃業務 一式
 - (2) 業務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期間 平成22年10月1日から平成24年9月30日まで
 - (4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
 - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号）第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 - エ 平成20年4月1日から平成22年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。
 - オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。
 - カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからカの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年8月19日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982(32)6757
 - (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当
 - (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当
 - (2) 提出期限 平成22年9月16日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。
- 7 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 県庁7号館 734号会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7086
 - (2) 日時 平成22年9月17日午後2時
- 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課庶務担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment 1 set.
 - (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 16 September, 2010
 - (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6757

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年8月5日

県立日南病院長 長 田 幸 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 県立日南病院清掃業務 一式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による。

- (3) 履行期間 平成22年10月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の支出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録されたものであり、かつ、第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- エ 平成20年4月1日から平成22年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務を履行した実績を有する者であること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。)であること。
- カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからカの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年8月19日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号 0987(21)1627
- (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 期間 平成22年8月5日から平成22年9月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 平成22年9月16日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県庁7号館734号会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7086
- (2) 日時 平成22年9月17日午後2時30分
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 県立日南病院総務課整備担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment 1 set.
- (2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 16 September, 2010
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL: 0987-21-1627

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た

数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年7月17日現在次のとおりである。

平成22年8月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,746人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,877人

宮崎県選挙管理委員会告示第 101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年7月17日現在次のとおりである。

平成22年8月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

串間市選挙区 6,058人